

○豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成31年3月28日

告示第28号

改正 令和2年3月19日告示第23号

令和3年3月19日告示第31号

令和4年8月8日告示第84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転等を行う者に対し、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、豊後高田市補助金等交付規則(平成17年豊後高田市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の第1号から第3号までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格の住宅(当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。)又は次の各号のいずれかに該当する区域に存する住宅(建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。)による移転勧告、是正勧告又は市長による避難指示等を行ったものに限る。)をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

(1) 法第39条第1項の規定に基づき、大分県建築基準法施行条例(昭和46年大分県条例第27号)第25条の規定により災害危険区

域として指定された急傾斜地崩壊危険区域

- (2) 法第40条の規定に基づき、大分県建築基準法施行条例第2条の規定によりがけに近接する建築物に対し、建築物の敷地及び構造が制限されている区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条に基づき、大分県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた区域
(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、危険住宅に居住する当該建築物の所有者等(補助対象建築物に居住する所有者若しくはその相続人又は所有者の同意を得て補助対象事業を行う者をいう。)であって、次の各号の要件に該当する者又は市長が適当と認める者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (3) 補助対象事業完了後も引き続き市内(前条各号に該当する区域を除く。)に居住する者
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、代替住宅の建設については、建築

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性基準に適合するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、書類審査及び現地調査の上、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第7条 前条第2項の補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知を受けた後、事情により補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(工事着手届)

第8条 補助事業者は、事業に着手するときは、がけ地近接等危険住宅移転事業着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

い。

(補助対象事業の内容変更)

第9条 補助事業者は、第6条第2項の補助金交付決定の通知を受けた後、事情により補助対象事業の内容を変更するときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の場合に準用する。

(完了実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金完了実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により完了実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(跡地の管理)

第15条 補助事業者は、危険住宅除却後の跡地について、跡地の管理に関する誓約書(様式第9号)を市長に提出し、適正な管理を行わなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助金及び移転事業費の経費を明らかにする帳簿を作成し、証拠書類とともに移転事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日告示第23号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日告示第31号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月8日告示第84号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の限度額
危険住宅除却等事業	危険住宅の撤去費並びに撤去に伴い必要	1戸当たり975千円を限度とする。

	な動産移転費及び跡地整備費	
代替住宅建設等事業	危険住宅の居住世帯全員が市内に移転するための代替住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修(以下「建設等」という。)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金の利子に相当する額の費用(年利率8.5%を限度とする。)	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業について補助金の交付を受けたいので、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

○補助交付申請額金.....円

○危険住宅

- 1 所在地 豊後高田市.....
- 2 住 宅 自己所有.....借家
- 3 宅 地 自己所有.....借地
- 4 築年月日年.....月.....日
- 5 構造・規模造.....階建.....延べ面積..... m^2
- 6 除却面積 m^2

○移転先

- 1 移転先の住所 豊後高田市.....
- 2 住宅の取得方法 新築.....購入.....借家.....その他
- 3 土地の取得方法 購入する.....購入しない
- 4 着手予定年月日年.....月.....日
- 5 完了予定年月日年.....月.....日
- 6 跡地の利用計画

添付書類

- (1) がけ地近接等危険住宅移転工事計画書（別紙1）
- (2) がけ地近接等危険住宅移転工事費内訳書（別紙2）
- (3) 危険住宅の位置図、配置図（がけ断面図を含む。）及び平面図
- (4) 危険住宅の除却工事費の見積書の写し
- (5) 代替住宅の建設等工事費の見積書の写し
- (6) 借入予定の金融機関等により、建物及び土地の費目ごとに作成された利子計算書等
（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が確認できるもの）
- (7) 移転先の位置図
- (8) 危険住宅の土地及び家屋の全部事項証明書
- (9) 移転先の土地の全部事項証明書
- (10) 危険住宅及び移転先の写真 各2枚以上
- (11) 跡地の管理についての誓約書
- (12) 市税完納証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類

別紙1

がけ地近接等危険住宅移転工事計画書

申請者氏名.....

(1) 危険住宅移転工事計画

危険住宅 除却等事業	家屋の所有者	
	宅地の所有者	
	工事施工者	
	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
代替住宅 建設等事業	敷地所有者	
	設計者	
	工事施工者	
	確認年月日番号	年 月 日 第 号
	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日

(2) 資金計画

収入	自己資金		円
	借入金	(融資先)	円
		(融資先)	円
	合計		円
支出	除却等費		円
	建設等費		円
	土地購入費		円
	敷地造成費		円
	合計		円

別紙2

がけ地近接等危険住宅移転工事費内訳書

申請者氏名.....

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

種 類	金 額	積算内容
撤 去 費	円	
動 産 移 転 費	円	
跡 地 整 備 費	円	
合 計	円	
交 付 申 請 額	円	

(2) 代替住宅の建設等に要する経費

種 類	借入金	利率	期間	利子額	交付申請額	借入先
建 物	円	%	年	円	円	
土 地	円	%	年	円	円	
敷地造成費	円	%	年	円	円	
合 計	円	—	—	円	円	

注意事項

- (1) 利率は、年8.5%を限度とする。なお、年8.5%を超える場合はその利率及び利子額を、それぞれ欄の上段に()書で記入すること。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

豊後高田市長



がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付について、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助事業に要する経費及び交付決定額

区 分	前回決定額	今回決定額
補助事業に要する経費		
交付決定額		

2 補助金交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費又は計画等の変更をする場合には、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業に要する経費の使用方法の変更等は認めない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下届（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 危険住宅の撤去後の跡地については、適正な管理を行うこと。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

補助事業者
住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業について、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり取下げしたいので、届け出ます。

申請場所	豊後高田市
取下げの理由	
交付決定額金.....円
添付書類	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

補助事業者
住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業について着手したいので、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 危険住宅の除却工事

- (1) 現住所 豊後高田市
- (2) 着手年月日 年 月 日
- (3) 完了予定年月日 年 月 日
- (4) 工事施工者

2 移転先住宅の建設等工事

- (1) 現住所 豊後高田市
- (2) 移転先住所 豊後高田市
- (3) 着手年月日 年 月 日
- (4) 完了予定年月日 年 月 日

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

補助事業者
住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業について変更したいので、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

豊後高田市長 様

補助事業者
住 所
氏 名

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業について、補助対象事業が完了したので、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助対象事業

がけ地近接等危険住宅移転事業（危険住宅除却等事業・代替住宅建設等事業）

2 危険住宅の所在地 豊後高田市.....

3 代替住宅の所在地 豊後高田市.....

4 補助対象事業の実施期間年.....月.....日～.....年.....月.....日

危険住宅除却期間	年 月 日 ～ 年 月 日
代替住宅建設（改修）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
代替住宅購入日	年 月 日
土地購入日	年 月 日
融資に係る契約の締結	年 月 日

5 補助金の交付決定額及び補助額

補助金交付決定額 金 _____ 円

<危険住宅除却等事業の補助額> ※消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記入

業者に支払った額	危険住宅除却費		円
	動産移転費		円
	跡地整備費		円
	合計	①	円
補助限度額		②	975千円
補助額 (① ②の内、小さい額)		③	円 (1,000円未満切捨て)

<代替住宅建設等事業の補助額>

内訳	代替住宅の建設等に 係る経費	土地の取得 又は造成に係る経費	合計
業者に支払った額	円	円	円
借入金額	円	円	円
返済年数	年	年	—
利率	%	%	—
利子額	④ 円	⑤ 円	⑦ 円 (④ + [⑤、⑥の内 小さい額])
補助限度額	325万円	⑥ 96万円	⑧ 421万円
補助額 (⑦、⑧の内、小さい額)			⑨ 円 (1,000円未満切捨て)

6 添付書類

- (1) 危険住宅の写真（除却前、解体状況、除却後を各2枚以上）
- (2) 危険住宅の除却工事の契約を明らかにする契約書又は注文書等の写し
- (3) 危険住宅の除却工事に係る費用を施工業者へ支払ったことを証する領収書の写し
- (4) 代替住宅の建設等工事又は購入の契約を明らかにする契約書又は注文書等の写し
- (5) 代替住宅の建設等工事又は購入に係る費用を施工業者へ支払ったことを証する領収書の写し
- (6) 金融機関等との融資に係る契約書の写し（借入額、返済年数、利率、

支払総額及び利子相当額等が建物、土地の項目ごとに確認できるもの)

- (7) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しその他同等と認められる書類
- (8) 代替住宅の写真(2枚以上)
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

※危険住宅除却事業に係る申請のみを行う場合は(4)~(9)の書類を要しない。

様式第7号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

豊後高田市長



がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付について、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

補助金交付決定額金.....円
補助金交付確定額金.....円

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

㊟

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった豊後高田市が
がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について、豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業
補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

請求額 金 _____ 円

金融機関名	
本店・支店名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)
	氏名

*補助事業者名義の口座を記入して下さい。

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

豊後高田市長 様

跡地の管理に関する誓約書

豊後高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第15条の規定により、事業実施後の跡地については、関係法令を遵守し、適正に管理を行うことを誓約します。

1 危険住宅の所在地 豊後高田市 _____

2 面積 _____ m² (登記面積 ・ 課税面積)

3 跡地の管理方法

補助事業者

住 所 _____

氏 名 _____

様式第 1 号 (第 5 条 関係)

様式第 2 号 (第 6 条 関係)

様式第 3 号 (第 7 条 関係)

様式第 4 号 (第 8 条 関係)

様式第 5 号 (第 9 条 関係)

様式第 6 号 (第 10 条 関係)

様式第 7 号 (第 11 条 関係)

様式第 8 号 (第 12 条 関係)

様式第 9 号 (第 15 条 関係)